憲教類典

九ノ九ノ二

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

四ノ廿二　喧嘩
四ノ廿三　捨子
四ノ廿四　出奔

卯
115
1

東京圖書館
門　類　函　架　號　冊
卯　一　一二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛文五乙巳年七月廿七日

四ノ廿二
四ノ廿三
四ノ廿四
喧嘩
捕手
出奔

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

能いたし以上人多く所也にて
押へ立ち所引下ゲ処なり不
届ニ候 思召に依て与力之分
九人江戸は掛ち成し在御門
等は係目之紙を兼て与力
以上ニ申付立ハ以下加様之
時ゟ之義細ニ不申付候不
会し仕合速感仕在御門也仕
大逆意仕候ハ付ハ今日ハ 百也

一

右
上意之紙今日殿中ニ在合請
相渡之分ニ付老中ハ御使ハ
西ニ居る故之前ニ喧嘩有し別
も大智不欠集人多ニ所也哉
成て仕し組中等与力以上者
之西ニ在ハ右之紙下申守与ハ
老中ハ御使ハ以上

寛文五ニ三年七月廿七日

正保三丙戌年九月廿六日

渡辺源義歩行者也入ノ日
上意ニ言ハ　御也ハ源義者ヲ
捕ヘシ者ニ縦縄掛ヤ御ヒモヤ
捕ヘモ可ニ処理不可ニ源義
者ヲ捕ヘ却ヤ御処水聖出
相当者不届ハ　思召ハ成

敗ハ　御仕ニ源義成ニ論ニ分ハ
御也ニ更捕ヘ主人ハ居ハ者ニ
ハ主人ヲ所仕ハ捕ヘモ可ニ
作者ニ時ニ捕ヘ可ニ捕ヘ
ハ　聞ハ今度ニ処ニ更ニ成ハ
重ニ急度可ニ　御仕ニ成ニ
番所ヲ正保三年戌ニ九月
廿六日ニ御渡ハ
右ヲ以御渡ニ西ニ云ハ　御也ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

[illegible]

正保三丙戌年九月廿六日

一 稲留喜太夫井上外記喧嘩ニ付

上意ニ旨ニ御沒ハ喜太夫町を折中内警衣ニ付井上外記

[illegible]ハ嘩をとり申由承ニ付後外記ニ於ニ尋ニ由想別警衣ニ嘩をとり申事ニハ吾悪ハ警衣ニ於ニ後をとり申事ニ就テ立外記ニ於ニ尋ハ事不ニ面ニ計 思ハ物ニ不ニ(モノトノマヽ)様ニ成ハ事ニ於ニ其ニ於ひハとり申様ニ成ハ其ニ於ニ事ハ警衣ニ於ニ其ニ於ニ事ニ於ひハとても不ニ苦事

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

古文毎人事とも御段易ニ御付
正保三丙戌年九月廿四日
九ヶ所御也ニ御出ニ付ニ而ニ
御使ニ御也ニ書面ニ御見ニ
調ニ上ニ御陳ニ御也

天保四丁亥年十月十日

一 田辺侍三郎喧嘩ニ付
上意ニ旨ニ御酒也
一 長坂丹波井上外記喧嘩ニ刷
大勢ニ集ニ以ニ付以来ニ無ニ
集ニ石中ニ以極ニ御也ニ処世
習ニ於ニ侍三郎喧嘩ニ命御
歩行ニ而ニ集ニ無ニ上侍三郎
ハ御赤衆ニ有ニ又ニ有ニ而
無ニ相ニ御ニ御ニ御ニ以ニ御ニ御

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

拾子

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

拾子

四ノ二十三

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

元禄十三庚辰七月

覽

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

養育可仕候此上拾子仕候ハ
急度可為曲事ニ候
年十月廿六日

享保十九甲寅年九月十五日

伝中ニ取目録
拾子ニ候ニ候又外ニ者ハ書ニ候

除俸止ニハ候ニ候拾子細有之
外ニ者ハ書ニハ十歳ニ候
ハ先ニ書ニ候ハ事ニ候ハ不及ニ候
御ニ候ニ候庵ハ上ニ候ニ候ニ候
書ニハ
九月

九ニ候所ニ候ニ候ニ候ニ候
候ニ候

宝永元甲申年九月

拝子伝言ある後に相
其人以前に拝子有し由不届
に以先きたる時出し而以先し
子者改し家主まりて其後
名主に申届名主方より順西
に附立て申は当家に走れ又

其者果ゆへ其後名主方に
申届名順西に其順書加て申
は此以後拝子いたし者有
しにて金銭に上拝子は名
主不及申家主五人組立て為
曲事は以上

九月

出奔

四ノ二十四

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛保三癸亥年三月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

頃以十百屆此ん尋々不及以其地
方屋敷家作ハ与ハ頃ヶ渡ハ
以二成四月
四百俵
向井米四郎
右如奉ニ付不及尋ハ切米家作
屋敷ハ与ハ頃ヶ渡
延享二巳八月
西丸目写記
主猪悴

田中元春
右元春義書子 右連六月九日
如奉ニ付一類ハ尋ニ成ヶ
渡ニ生活ハ味ニ主猪事不拘
ニ始末ニ付小普請入ハ 俗月
此例ハ此ハ何ハ処ハ他
ハ 俗如
一 不在ニ如奉一百ヶ成ニ付
自分ヶ山田熊五郎 向井米七郎

例之通ニ為ス

一 田中元吉躰之義ニ至ル外不可見
之也奉ニ仰ニ自今も取扱
以来義尋ニ付ニ義ニ言ス
事

延享三寅年六月 曹相模守
伊豫守

延享四丁卯年

毋也奉ニ仰ニ付ニ不知ニ
子親屋経ニ而ニ在銀卯ニ而ニ
之訳不存ニ而ニ者督ニ者續ニ義
ニ難成ニ也他ニ義ニ者ニ義
も難成事ニ也

但毋家女ニ而ニ無間ニ不及ニ
如之通ニ御也ニ此ニ如此ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

奥坊主林作悴まて後取何
可見しかと奥坊主殿に申す
以処右衛門は御出に以後例も世
しこは御内に処縫母者也奉
行衛門不取和は其所に事者
續式を他に出すこと不共
以上御出は

寛延元戊辰年九月廿日
信濃守殿御後
此目付に
小普請殿
云川内藤支配
小俣平右衛門
右平右衛門義金也奉行衛門不取
若知為りしに頼長者者し

寛延元戊辰年十月廿七日

本稿ニ入ルハ
右ニ付新中書除　即靈屋ニ
新ニ記入可申ハ

寛延二巳年五月

小普請組
川崎左京支配
佐野又三衛

実子相厳
同　千右衛
右又三衛書先年相離縁ハ処
此度出家ニ付又三衛離縁ニ書
ニ付ハ先年ニ而ニ付之ハ
而ニ付ハ千右衛家督右
續ニ成如何ニ見ニ付ニ
付伯耆守殿ニ而ハ如千
右衛家督右續ニ難成ニ

宝暦二壬申年二月廿七日

申二月

寶曆元辛未年七月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寶曆三癸酉年六月[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月

宝暦四甲戌年七月廿九日

信濃之殿[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

憲教類典

四ノ廿五

借金

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

No 1165/23

元禄八乙亥年七月十六日

覺

東京帝國大學圖書之印

四ノ廿五 借金

[illegible]所百姓[illegible]事[illegible]地[illegible]
金子を借り[illegible]
し收納[illegible]際又百姓方[illegible]
[illegible]括[illegible]去申以前[illegible]
[illegible]用[illegible]是又百姓[illegible]
[illegible]壹八十[illegible]金子地
詠[illegible]

右之通ニ御出ニ付ニ付ニ
面ニ付ニ而ニ御願ニ以上
貴七月十六日

京保四己巳年七月廿日
覺
令報ニ出入ニ有成ニ出方ニ家来
事行中ニ評定所ニ呼出ニ
ニ家老出ニ而ニ申ニ

ニ而ニ之ニ御後事ニ付ニ而ニ
出ニ言ニ於ニ家老出ニ之ニ主人ニ下ニ
成ニ有ニ曾ニ此ニ御ニ而ニ其ニ事ニ但
支配ニ而ニ而ニ其ニ所ニ急度
中後ニ相ニ其ニ達ニ
右之通ニ而ニ御願ニ以上
貴七月

京保四己巳年十一月十五日

一　兎

一　兎ノ字ハ古ク多ク用ヒラレタル字ニシテ今ハ稀ニ用ヒラルル字ナリ

享保十四乙酉年十月

近年諸人猶年向以難義之由存
借金銀利分不相減り積ニ
御出ハ夫ニ付諸相借金ノ事より
上納之御御用捨を以て之ニ
延日ニ付右之分本年ニ一納ニ任ル
ニ御出ハ日ニ付其ニ難ニ
右之通ニ相願ニ
百十月

享保十四乙酉年十月廿七日
伊豫守殿御渡
御同外ニ
元祿年中金銀吹替以来米
穀高直ニ付和近年ニ付直ニ
以銀家借金銀其他利金ハ
前ニ之通ニて諸人致難義ニ
由其中ニ依之元祿十五年年
以来之借金銀之向渡利金又

分以下之事無し其書前之
借金銀を追越事形を致し
其上借用以後是又利金同
前之事

一 只今之元利不相濟分は其度
利金減少し不及御法之事

一 右之銀及方相遷無之格之急度
下相當之返濟滯りし借し
元本事行而へ下相仰之又

右定より利金下げさるゝ如
きしは借主下諸出事

一 新規之借金銀を取相對以来
之百へし根本高利をもへ可
らさる事

右之銀急度下相申之事也
百十月

享保十四之百年十二月

一 信徒ニ報告ヲ掛ケ
ル事
一 教師ハ教会ノ方ニ
テモ又ハ他ノ方ニ
テモ説教ヲ為シ
又ハ一方ヲ
代務者ニ
ヲ
ヲ
ヲ

掛ケ才出入し後前ニしたり云
上ヶ裁許ニ仕ル也三年行ヘ
仰出ハ曾ヶ得ニ意ニ在ル事ハ以上
十二月

享保十四巳酉年十二月
傳中書殿ハ後
ハ国付ハ

令銀出入し後於年行所ニ云
上ヶ如去年未ハ以得共人也
未令銀ハ通用未ハ滞ハ此未ハ
以来ハ当酉二月ヨリし借ニ坐
銀宮掛ケ才出入し後如前ニ云
上ヶ裁許ニ仕ル三年行ハ
仰出ハ曾ヶ得ニ意ニ前ニ在ル事
十二月

享保十七子年十月廿
吉宗両卿当野口左三郎御支
配ニ而果候ニ付而ハ
多賀谷ニ詰メ二宮宮源中
浪人ニ而被仰付
仕形ニ而死罪ニ
ハ候ハ、御手ニ官源実
死罪ニ可被仰付
ニ候ハ、御手ニ官源中
候ハ、其節ニ可被仰
候ハ、其節ニ可被仰
候ハ、其節ニ可被仰

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

然ハ
一 年ノ家蔵諸ハ自ニ貴ニ後諸
文ヲ以テ金銀貸出シ族ヲ居
家賢トモ遺名ヲ加ヘ申ニ無
年意出入シ後ニ曾貸金銀
日相ニ裁許ニテ中ニ付
但永床賢結床貴ニ後ニ格
別シ事
右ニ結所中ニ不解者也

右ニ宣調シ上所解ニ部ニ申ニ謂
入ニ相ニ

宝暦九己卯年四月十三日
松平掃津守殿御後
御国持
借金銀返金未滞金及
以諸ニ年行所より裁許申渡
明之ハ右裁許シ通ニ不当公舎

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

七月

明和二乙酉年三月廿二日

松平播磨守殿御渡

由国行に

換換句当其外庄頭其官人堂

し御中立言利ゝて世上に代人

出返滴滞に言ふ庄頭其大勢

差其義家才を盡実おへ未詰

不能立言事ゝて雑言中義を

置事相詰切不立彼是我儀未解

まし換移いたし以義至し由来

申へに句論借堂僧従と御を

平時宣言等何事も結手ゝ事を

事ゝ以ゝも右を致方を借事

へ砌摩をおしてへに返堂為致に

拓小仕に事ゝに得を僧従と御

百姓しに右し無返事し言利に

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

出ニ付法朱僧侶ニ致し候ニ
ニ而ハ不ル事ニ付今般於手行
不方拝之時味ハ付ニ絶対ニ拝
し金銀貸借まて紀ニ付ニ
心得貸借差支ニ而ハ世上及ニ難
ニ而もてまし候ニ曾少々拝金銀
貸借ニ付ニ而ハ弟ニ而ハ支
無し拝ニ而ハ
方し此心得遵無し拝ニ而ハ
尤西丸ニ同様ニ成ニ而通達ニ
十月

安永七戌年十二月廿五日
高利金貸ニ産頭浪人ニ付金
一件
牧野大隅守親書
近来盲人共ニ高利金借出
し其上ニ積金ニ而相沸ニ而

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

入牢

芝中四家三丁目
喜多家店
志田郡
五拾六才

入牢

芝浜松町弐丁目
何ちろ地借
梅浦捨校
四十六才

入牢

同人弟子
頭郡
廿五才

揚り屋

南八丁堀壱丁目
長ちろ地借
浪人
吉田良税
四十一才

入牢

本材木町五丁目
蔵ちろ店
千代之都
廿八才

揚り屋

本材木町六丁目
東拾二地借
浪人
桶川吉吉

同九月十五日召捕以名前

揚ノ屋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

揚ノ屋

揚ノ屋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

同十月五日ニ石捕ル

同十月七日ニ石捕ル

太右衛門寺ニ居ル
代寺ノ妻
小紀
三十六才

芝金杉町通三町目
喜平洲店
久兵衛
五十四才

深川六ツ坂町年号東店
清

入牢

小泉藤右衛門
五十九才

神田松下町壱丁目代地
久三郎地借
伊之助
五十九才

同

太伊之助方ニ居ル
平沢左内事
小倉源助
五十四才

同

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

所拂

中止放

吉田良秋

小畑孝吉

福多喜平

吉田良秋

[illegible]

[illegible]

[illegible]

同

三重松屋三町目六十八店

久兵衛

非田松下町一町目 紙地
久三百地借 但兵衛店々店々
平澤左門 弟

小倉 孫助

新絶丁 前兵衛 地借
町 通有

宮 鄭貞富

深川六間堀町市兵衛店
浪人

小泉 茂太郎

同

本町六十間 本町六十間 地借

桶川 佐吉

板橋大隅守組 弟
中村 八百左門 地借

同

板橋 四百左門

非田松永丁三十郎店
米屋 久兵衛

三大郎

播兵 但弟科

高山 檢校 弟子

春木 松
林 富

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

方出奔いたし所人々相如古
是月を屆て高貴致し平後浪
人と中立帯力いたし所々
に金子貸附利潤を以致後世
故に貸金利足ゝ後に前に即
解も致し以変相当證文を拾五両
を分に誤メ実ハ五両を分又ハ三両
を分し利足ゝ月限り三ヶ月
限りに證文書ヘ年々成ゝ月

滿り若利ハ其字利ゝ少ゆり
剰宮物貸附し若を礼金と
名附元金百両ゝ年五分宛ゝ
剰合て金子ハ元に新に
ゝ是ゝ年存ゝ所ゝ以て重ゝ
中年ゝに変々病死に習ゝ可
存ゝ
右ゝ外浪人ゝ分ゝ御後大概七
通りゝ故不記ゝ事ゝ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

[illegible]方[illegible]仰[illegible]般[illegible]利[illegible]此[illegible]
金子[illegible]貪[illegible]
[illegible]山[illegible]校[illegible]方[illegible]
手[illegible]
[illegible]此[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

以上

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]山[illegible]校

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]校

同

一西丸呉事
積新市之地借

松浦換校

所在河
出関甲豊中殿与力
吉田出雲地借

松平換校

神田之大町所五十目代地
宮呉事店

神山換校

同所鎮所五十目
小呉事店

川西換校

同

京都高麗所五十目
甚呉事店

栗津勾当

呉中川家三十目
呉呉事店

志田朝

本村東所五十目
藤本町店

千代姫朝

此首尾紙換校勾当座ともに官
令代貴任に候ゝ任家ゝ所ゝ解中渡

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

前書をみ以後之計畫く
以
右之通格別之以憐愍之以言
仰付以習難事事度以来事能之
之の者へ嚴重中付而情之後も
無之様之急度可言計
前書之通格念依後書厳依仰
さしす言仰後以後難事事
畏以為後日仰如件

戌
三月廿五日

三河捨校印
六浦捨校印
中浦捨校印
福路捨校印
福島捨校印
伊藤捨校印

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

十波

右拾人之者ハ
之我儕ニ於テ官ニ
仰ケ以テ又當山役ヲ
未ダ無シ奔競ノ
生國ニ於テ之ヲ
一等ヲ以テ賞シ
ノ方ニ於テ科ニ

栗原清荘

志田鈴

我妻栄

右波人之者ハ
之我儕ニ於テ官ニ
仰ケ以テ又當山役ヲ
未ダ無シ奔競ノ
生國ニ於テ之ヲ
一等ヲ以テ賞シ
ノ方ニ於テ科ニ

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1
ガラス使用

右之通宝暦九卯年未觸以文
之上之切金貨数甚不足之
義出ニ首書之時ハ不博之事ニ
深先達之未觸ニ変急度ニ来ル
以狂此後不博之徒ハ若是しハ
事行不之小厳変ニ板ニ笠ニ
百以来之板ニ来ル御遣之
之様主人之より急度ニ申付
以むす社并左所左同様之事

以
右之通ニ下ニ知觸ニ
左之日

天明六丙午年十一月廿四日
右同侍後寺厳以後
以同仕ニ
無之至勤之回之支配不之百
姓所人ニ金銀借用事之事

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

利足を重手引き動定を立
相三季し請き重寄ニて不足
以ゆき至分又元利と直し其
重寄を増以ても利下にも容易
ニ不致多如し利潤を定め
身分し奔侈を勿論下代とも
至りを種々の極奥のゝ以てし
悪数ニ世上町家にし風俗を
崩し以招如ん不便し奢を極

其上用事達以所旗本所家人
に對し以て無礼如事
とも見し結を中へ絶言語
以不便ニ付嚴数所怒も下を
仰付ゆき格別し所憐愍を以
所容免ニ加下以習自後身持
風俗を改渡世し勿限度当
所旗本所家人に對し無礼末
後一同中合て不慎むべき事を方

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

九月

寛政九丁巳年九月

覺

一 延享元子年以来之金銀出入年
行所之宿上以義同三宮年お
達に以来已之而捨年余に之金銀
出入数多如行に元来人之お
對し上し借貸之以行て宿上

裁許之義不及事之旨是之
分裁許を不申付自今出訴
之分此時之上宿上夫之下申付
以む買掛り諸職人作料手留
貸不之面達同所之事

但唯今之宿上裁許日限不申
付無以分滿方向後を事行
所之宿扱致可数日

一 金銀借貸之後を年古き後之

一

為義者立ニ実意を以し應對
ニ而得ハ容易ニ出訴裁許更ニ
も不及事ニ而以愛百濟方も貸
方も不実意ニ多くハ根ニ出訴
ニ及ひ風俗不宜ニ此度裁許し
限者政以ニも唯々とし借金銀
弃捐ニ下致ハ而得ハ也不
捨し得事ニ而又欲心を以事
を命者入ニ及ひ或ハ金ニ利徳

四ニ拘り不捨ハ出訴ニ新ニ此
味ニ上夫ニ急度咎下申付ニ
以来濟方下申付ニ中御し
金高ニ意ニ以し毎度不来ニ
其ニ糺ニ上急度下ニ御法
事以上

巳九月

寛政元己酉年十月晦日

我中書殿御後
御目付
花若其貸出金古借棄捐并年
賦滯方法流利下ケ仕法御改
正ニ御付ニ年古棄捐年賦引
分方ニ入組ニ成ヲシ以他ニ付
素替年行御役宅ニ掛リ御勘定
若其仕法通リ及差留ニ相申
渡ニ候ニ御ニ曾入組ニ付分ニ

一統難成ニ無之相續年ニ弟右御
役宅ヘ致問合ニ相ニ御ニ此ニ
ニ中達ニ相下ニ致事

寛政元巳百年十月五日
我中書殿
對馬書殿
御後
大目付
御目付

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
合66
1

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

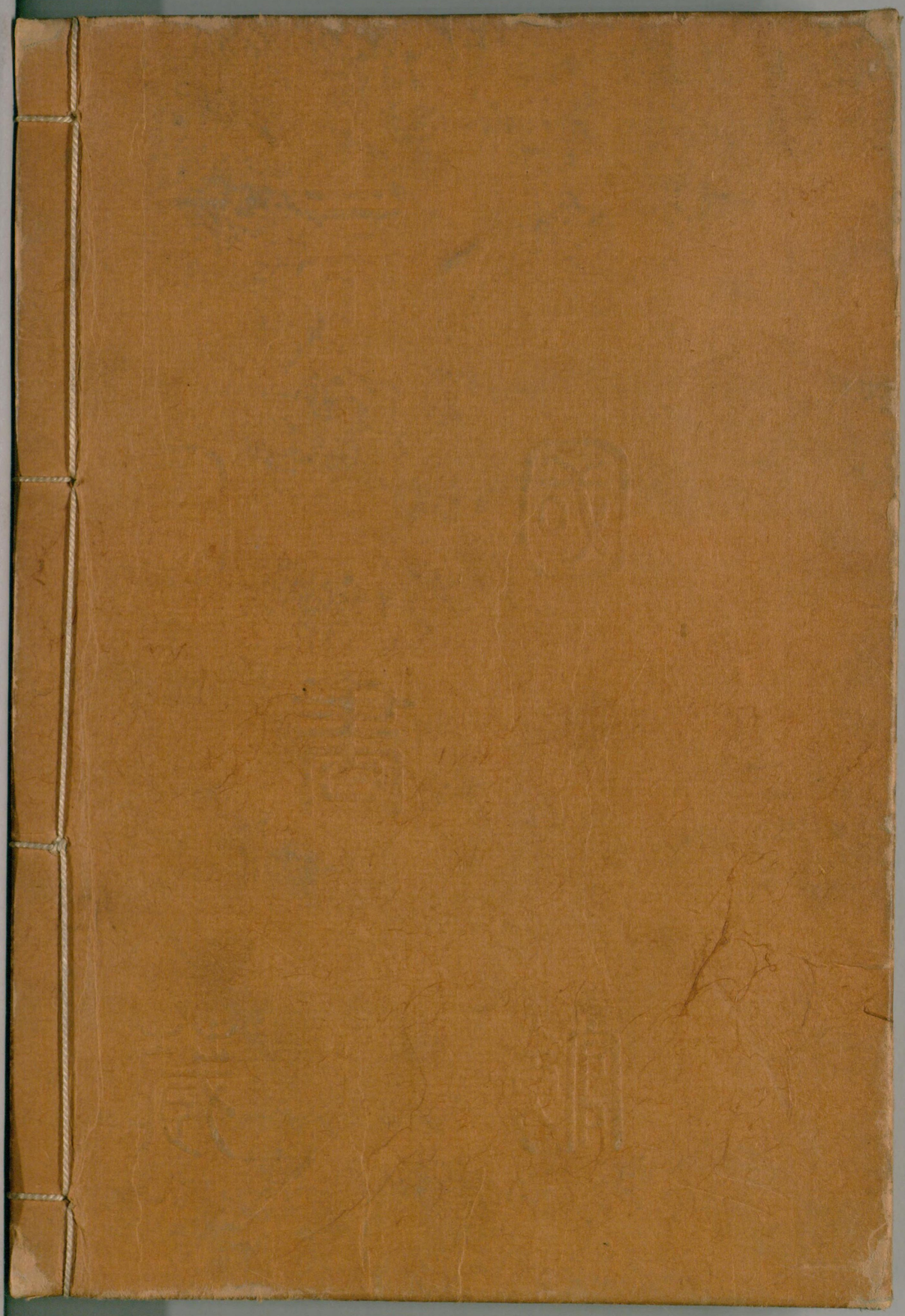

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用